

事件関係の帳簿諸票の備付け等について

平成4年8月21日総三第27号高等裁判所長官、地方、
家庭裁判所長あて事務総長通達

改正	平成 9年 8月20日総三第 95号
	平成10年 3月20日総三第 54号
	平成12年 2月 4日総三第 15号
	平成12年10月20日総三第126号
	平成13年 2月28日総三第 13号
	平成13年 7月27日総三第 99号
	平成14年 3月20日総三第 48号
	平成16年 2月27日総三第 49号
	平成17年 3月29日総三第000081号
	平成17年 7月12日総三第000217号
	平成17年11月29日総三第000728号
	平成17年12月 7日総三第000752号
	平成18年 9月 1日総三第001101号
	平成20年 3月 4日総三第000249号
	平成20年10月22日総三第000992号
	平成20年11月14日総三第001237号
	平成22年 1月27日総三第000009号
	平成24年12月21日総三第000353号
	平成25年 6月28日総三第121号
	平成25年11月20日総三第214号
	平成26年 2月12日総三第 25号
	平成28年 7月29日総三第148号
	平成29年 6月29日総三第 93号
	令和 2年 3月 6日総三第296号
	令和 2年 9月 2日総三第118号
	令和 4年 6月 1日総三第 89号
	令和 4年10月27日総三第211号
	令和 6年 2月20日総三第 31号
	令和 6年 3月 7日総三第 69号

事件関係の帳簿及び諸票（以下「帳簿諸票」という。）の備付け等について下記のとおり定め
ましたので、最高裁判所規則及び他の通達に定めるもののほか、これによってください。

なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から伝達してください。

記

第1 備付け

- 1 高等裁判所、地方裁判所、家庭裁判所及びこれらの支部、家庭裁判所の出張所並びに簡易裁判所（以下「各裁判所」という。）が備え付けなければならない帳簿諸票は、別表第1から別表第4までに掲げるとおりとする。ただし、法律、最高裁判所規則等の定めにより、当該裁判所が事務を取り扱うことができない事件の帳簿諸票については、備付けを要しない。
- 2 各裁判所は、当該高等裁判所、地方裁判所又は家庭裁判所（簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所）の定めるところにより、別表第5から別表第8までに掲げる帳簿諸票を備え付けることができる。

第2 保存

- 1 帳簿諸票の保存期間は、別表第1から別表第9までの「保存期間」欄に掲げる期間とし、保存のための引継ぎを受けた年度の初日から起算する。
- 2 裁判所の長（簡易裁判所にあつては、その所在地を管轄する地方裁判所の長）は、保存期間が満了した帳簿諸票について、特別の事由により更に保存する必要があると認めるときは、その事由がある間、これを特別保存に付することができる。

第3 廃棄

保存期間が満了した帳簿諸票（第2の2の定めにより特別保存に付された帳簿諸票にあつては、その事由が消滅したものに限る。）は、廃棄する。

第4 内閣総理大臣への移管

- 1 公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）第14条第1項の規定に基づく協議による定め（同法附則第3条の規定により同法第14条第1項の規定に基づく協議による定めとみなされるものを含む。）において同法第2条第6項に規定する歴史公文書等として内閣総理大臣に移管することとされた帳簿諸票は、最高裁判所の指示を受けて独立行政法人国立公文書館（以下「国立公文書館」という。）に送付する。
- 2 1の帳簿諸票は、保存期間満了の後も、国立公文書館に送付するまでの間保存しなければならない。

第5 備付け、保存、廃棄及び内閣総理大臣への移管に関する事務の取扱い

帳簿諸票の備付け、保存、廃棄及び内閣総理大臣への移管に関する事務の取扱いについて必要な事項は、総務局長が定める。

付 記

1 実施

この通達は、平成4年10月1日から実施する。

2 通達の廃止

昭和54年10月20日付け最高裁総三第36号事務総長通達「事件関係の帳簿諸票の備付け及び保存について」（以下「旧通達」という。）は、平成4年9月30日限り、廃止する。

3 経過措置

- (1) この通達の実施の際、現に備え付けられ、又は保存されている帳簿諸票（帳簿諸票保存簿を除く。）は、この通達により備え付けられ、又は保存されている帳簿諸票とみなす。
- (2) 昭和54年12月31日までに備え付けられた帳簿諸票については、なお旧通達の実施前の例により、帳簿諸票保存簿を作成し、この通達の実施の際、現に備え付けられ、又は保存されている帳簿諸票保存簿とともに、旧通達の実施前の例により備え付け、及び保存するものとする。ただし、これらの帳簿諸票保存簿の保存期間は、当該帳簿諸票保存簿に登載されたすべての帳簿諸票を廃棄するまでの間とする。

付 記（平9．8．20総三第95号）

1 実施

この通達は、民事訴訟法（平成8年法律第109号）施行の日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施前において各裁判所が備え付けなければならない帳簿諸票又は備え付けることができる帳簿諸票で、この通達により各裁判所が備え付けなければならない帳簿諸票又は備え付けることができる帳簿諸票とされなかったものについての保存期間は、従前のとおりとする。

付 記（平10．3．20総三第54号）

この通達は、平成10年4月1日から実施する。

付 記（平12．2．4総三第15号）

1 実施

この通達は、民事再生法（平成11年法律第225号）の施行の日から実施する。ただし、特定調停事件に関する部分については、平成12年2月17日から実施する。

2 経過措置

和議事件については、なお従前の例による。

付 記（平12．10．20総三第126号）

この通達は、犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する法律（平成12年法律第75号）の施行の日（平成12年11月1日）から実施する。

付 記（平13．2．28総三第13号）

この通達は、平成13年4月1日から実施する。ただし、この通達の記2の定めのうち、小規模個人再生及び給与所得者等再生事件に係る部分については民事再生法等の一部を改正する法律（平成12年法律第128号）の施行の日から、承認援助事件に係る部分については外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（平成12年法律第129号）の施行の日から実施する。

付 記（平13．7．27総三第99号）

この通達は、平成13年10月13日から実施する。

付 記（平14. 3. 20総三第48号）

この通達は、平成14年4月1日から実施する。

付 記（平16. 2. 27総三第49号）

1 実施

この通達は、平成16年4月1日から実施する。ただし、この通達の記1の定めのうち、仲裁関係事件簿に係る部分については、平成16年3月1日から実施する。

2 経過措置

(1) この通達の実施前において各裁判所が備え付けなければならない帳簿諸票又は備え付けることができる帳簿諸票で、この通達により各裁判所が備え付けなければならない帳簿諸票又は備え付けることができる帳簿諸票とされなかったものについての保存期間は、従前のとおりとする。

(2) 人事訴訟法（平成15年法律第109号）の施行の際現に係属している人事訴訟事件の目的と同一の身分関係の形成又は存否の確認を目的とする請求に係る人事訴訟事件であって地方裁判所に訴えが提起されたものについては、なお従前の例による。

付 記（平17. 3. 29総三第000081号）

この通達は、平成17年4月1日から実施する。

付 記（平17. 7. 12総三第000217号）

この通達は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）の施行の日から実施する。

付 記（平17. 11. 29総三第000728号）

この通達は、労働審判法（平成16年法律第45号）の施行の日（平成18年4月1日）から実施する。

付 記（平17. 12. 7総三第000752号）

この通達は、平成18年1月1日から実施する。

付 記（平18. 9. 1総三第001101号）

この通達は、平成18年10月2日から実施する。

付 記（平20. 3. 4総三第000249号）

この通達は、平成20年4月1日から実施する。

付 記（平20. 10. 22総三第000992号）

1 実施

この通達は、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成19年法律第95号）の施行の日（平成20年12月1日）から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、地方裁判所において現に備え付けられ、又は保存されている刑事雑事件簿（刑事和解雑事件簿）の保存期間は、なお従前の例による。

付 記（平 2 0 . 1 1 . 1 4 総三第 001237 号）

1 実施

この通達は、少年法の一部を改正する法律（平成 2 0 年法律第 7 1 号。以下「改正法」という。）の施行の日（同年 1 2 月 1 5 日）から実施する。

2 経過措置

次に掲げる事件については、なお従前の例による。

- (1) 改正法の施行の日前に改正法による改正前の少年法（昭和 2 3 年法律第 1 6 8 号）第 3 7 条第 1 項の規定により公訴の提起があつた成人の刑事事件
- (2) 沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和 4 6 年法律第 1 2 9 号）第 2 6 条第 4 項の規定により家庭裁判所が権限を有する成人の刑事事件
- (3) (1)及び(2)の事件に係る刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法（昭和 3 8 年法律第 1 3 8 号）第 1 3 条に基づく没収の裁判の取消事件

付 記（平 2 2 . 1 . 2 7 総三第 000009 号）

この通達は、平成 2 2 年 2 月 1 日から実施する。

付 記（平 2 4 . 1 2 . 2 1 総三第 000353 号）

1 実施

この通達は、非訟事件手続法（平成 2 3 年法律第 5 1 号）及び家事事件手続法（平成 2 3 年法律第 5 2 号）の施行の日（平成 2 5 年 1 月 1 日）から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、現に備え付けられ、又は保存されている帳簿諸票の保存期間は、なお従前の例による。

付 記（平 2 5 . 6 . 2 8 総三第 1 2 1 号）

この通達は、平成 2 5 年 6 月 2 8 日から実施する。

付 記（平 2 5 . 1 1 . 2 0 総三第 2 1 4 号）

この通達は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 7 2 号）の施行の日（平成 2 6 年 1 月 3 日）から実施する。

付 記（平 2 6 . 2 . 1 2 総三第 2 5 号）

この通達は、平成 2 6 年 2 月 1 2 日から実施する。ただし、別表第 3 の子の返還申立事件簿、家事雑事件簿（子の返還に関する事件等に関する事件簿）及び家事共助事件簿（子の返還に関する事件等に関する事件簿）に係る部分は、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施

に関する法律（平成２５年法律第４８号）の施行の日（平成２６年４月１日）から実施する。

付 記（平２８． ７． ２９総三第１４８号）

この通達は、消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律（平成２５年法律第９６号）の施行の日（平成２８年１０月１日）から実施する。

付 記（平２９． ６． ２９総三第９３号）

1 実施

この通達は、平成２９年７月１日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、現に備え付けられ、又は保存されている過料徴収金処分簿の保存期間は、なお従前の例による。平成２９年６月２６日付け最高裁民三第３２３号事務総長通達「「法廷等の秩序維持に関する法律等に基づく過料の徴収について」の廃止について」によりなお従前の例によることとされた徴収手続において備え付けられた過料徴収金処分簿であって、この通達の実施後に備え付けられたものの保存期間についても、同様とする。

付 記（令２． ３． ６総三第２９６号）

この通達は、令和２年４月１日から実施する。

付 記（令２． ９． ２総三第１１８号）

この通達は、令和２年１０月１日から実施する。

付 記（令４． ６． １総三第８９号）

この通達は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和３年法律第２７号）の施行の日から実施する。

付 記（令４． １０． ２７総三第２１１号）

1 実施

この通達は、令和４年１１月１日から実施する。

2 経過措置

この通達の実施の際、現に備え付けられ、又は保存されている費用徴収金処分簿の保存期間は、なお従前の例による。令和４年１０月２７日付け最高裁刑二第６４８号事務総長通達「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく費用の徴収について」によりなお従前の例によることとされた徴収手続において備え付けられた費用徴収金処分簿であって、この通達の実施後に備え付けられたものの保存期間についても、同様とする。

付 記（令６． ２． ２０総三第３１号）

この通達は、令和６年４月１日から実施する。

付 記（令６． ３． ７総三第６９号）

1 実施

この通達は、令和6年1月30日から適用する。

2 経過措置

この通達の適用の際、現に備え付けられ、又は保存されている特別保存記録等保存票及び特別保存調査記録保存票の保存期間は、なお従前の例による。

別表第 1（簡易裁判所に備え付ける帳簿諸票）

帳簿諸票の名称	保存期間
民事事件	
民事通常訴訟事件簿	70年
手形訴訟事件及び小切手訴訟事件簿	
少額訴訟事件簿	
少額訴訟判決に対する異議申立て事件簿	
民事再審事件簿	
和解事件簿	30年
督促事件簿	
公示催告事件簿	
保全命令事件簿	
民事一般調停事件簿	
宅地建物調停事件簿	
商事調停事件簿	
農事調停事件簿	
鉾害調停事件簿	
交通調停事件簿	
公害等調停事件簿	
特定調停事件簿	
借地非訟事件簿	
民事雑事件簿	
民事控訴提起事件簿	10年
少額異議判決に対する特別上告提起事件簿	
民事飛躍上告提起事件簿	
民事抗告提起事件簿	
少額訴訟債権執行事件簿	
過料事件簿	5年
民事共助事件簿	
行政事件	
行政共助事件簿	5年

行政雑事件簿（令状請求事件簿）		
刑 事 事 件		
刑事公判請求事件簿		7 0 年
刑事再審請求事件簿		
刑事雑事件簿（刑事和解事件簿）		3 0 年
略式事件簿		2 0 年
証拠保全請求事件簿		
交通事件即決裁判手続請求事件簿		
証人尋問請求事件簿		1 0 年
刑事補償請求事件簿		
訴訟費用免除申立て事件簿		
費用補償請求事件簿		
訴訟費用負担請求事件簿		
刑事雑事件簿		
刑事共助事件簿		5 年
刑事雑事件簿（令状請求事件簿）		
保護観察整理簿		
刑事雑事件簿（刑事和解雑事件簿）		3 年
勾留票		
刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第 1 3 条に基づく没収の裁判の取消事件		
没収取消請求事件簿		1 0 年
医療観察事件		
医療観察共助事件簿		5 年
法廷等の秩序維持に関する法律違反事件		
法廷等秩序維持違反事件簿		5 年
その他		
上訴申立書等記録簿		5 年
事件関係送付簿		
帳簿諸票備付経過簿		登載されたすべての帳簿 諸票を廃棄するまでの間

別表第2（地方裁判所に備え付ける帳簿諸票）

帳 簿 諸 票 の 名 称	保 存 期 間
民 事 事 件	
民事通常訴訟事件簿	70年
手形訴訟事件及び小切手訴訟事件簿	
民事再審事件簿	
民事控訴事件簿	
民事抗告事件簿	30年
公示催告事件簿	
保全命令事件簿	
民事一般調停事件簿	
宅地建物調停事件簿	
商事調停事件簿	
農事調停事件簿	
鉾害調停事件簿	
交通調停事件簿	
公害等調停事件簿	
特定調停事件簿	
民事非訟事件簿	
商事非訟事件簿	
借地非訟事件簿	
罹災都市借地借家臨時処理事件及び接収不動産に関する借地借家臨時処理事件簿	
発信者情報開示命令事件簿	
配偶者暴力等に関する保護命令事件簿	
労働審判事件簿	
破産事件簿	
再生事件簿	
小規模個人再生事件簿	
給与所得者等再生事件簿	
会社更生事件簿	
承認援助事件簿	

船舶所有者等責任制限事件簿	
油濁等損害賠償責任制限事件簿	
簡易確定事件簿	
仲裁関係事件簿	
特定和解の執行決定事件簿	
人身保護事件簿	
民事雑事件簿	
民事控訴提起事件簿	10年
民事飛躍上告提起事件簿	
民事上告提起事件簿	
民事抗告提起事件簿	
民事飛躍上告受理申立て事件簿	
事情届に基づいて執行裁判所が実施する配当等 手続事件簿	
不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び 小型船舶に対する強制執行事件簿	
債権及びその他の財産権に対する強制執行事件 簿	
不動産、船舶、航空機、自動車、建設機械及び 小型船舶を目的とする担保権の実行としての競 売等事件簿	
債権及びその他の財産権を目的とする担保権の 実行及び行使事件簿	
財産開示事件簿	
第三者からの情報取得事件簿	
企業担保権実行事件簿	
簡易確定決定に対する異議申立て提起事件簿	
執行雑事件簿	
過料事件簿	5年
民事共助事件簿	
人身保護雑事件簿	
行政事件	

行政訴訟事件簿	7 0 年
行政再審事件簿	
行政雑事件簿	3 0 年
行政控訴提起事件簿	1 0 年
行政飛躍上告提起事件及び行政上告提起事件簿	
行政抗告提起事件簿	
行政飛躍上告受理申立て事件簿	
行政共助事件簿	5 年
行政雑事件簿（令状請求事件簿）	
刑 事 事 件	
刑事公判請求事件簿	1 2 0 年
刑事再審請求事件簿	
刑事損害賠償命令事件簿	3 0 年
刑事雑事件簿（刑事和解事件簿）	
刑事雑事件簿（刑事和解等雑事件簿）	
証拠保全請求事件簿	2 0 年
証人尋問請求事件簿	1 0 年
刑事補償請求事件簿	
起訴強制事件簿	
訴訟費用免除申立て事件簿	
費用補償請求事件簿	
訴訟費用負担請求事件簿	
刑事雑事件簿	
刑事共助事件簿	5 年
刑事雑事件簿（令状請求事件簿）	
保護観察整理簿	
勾留票	3 年
刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第 1 3 条に基づく没収の裁判の取消事件	
没収取消請求事件簿	1 0 年
医療観察事件	
医療観察処遇事件簿	3 0 年

医療観察雑事件簿	10年
医療観察共助事件簿	5年
医療観察雑事件簿（令状請求事件簿）	
法廷等の秩序維持に関する法律違反事件	
法廷等秩序維持違反事件簿	5年
その他	
上訴申立書等記録簿	5年
事件関係送付簿	
帳簿諸票備付経過簿	登載されたすべての帳簿 諸票を廃棄するまでの間

別表第3（家庭裁判所に備え付ける帳簿諸票）

帳簿諸票の名称	保存期間
家事事件等	
人事訴訟事件簿	70年
民事通常訴訟事件簿	
民事等再審事件簿	
家事調停事件簿	50年
家事審判事件簿	30年
子の返還申立事件簿	
保全命令事件簿	
家事雑事件簿（訴訟事件等の民事雑事件に関する事件簿）	
家事雑事件簿（審判前の保全処分に関する事件簿）	20年
家事抗告提起事件簿	10年
民事控訴提起等事件簿	
家事雑事件簿	
家事雑事件簿（訴訟事件等の執行雑事件に関する事件簿）	
家事雑事件簿（子の返還に関する事件等に関する事件簿）	
家事共助事件簿	5年
家事共助事件簿（訴訟事件等に関する事件簿）	
家事共助事件簿（子の返還に関する事件等に関する事件簿）	
家事雑事件簿（令状請求事件簿）	
少年事件	
少年保護事件簿	20年
準少年保護事件簿	10年
少年審判雑事件簿	
少年審判等共助事件簿	5年
少年審判雑事件簿（令状請求事件簿）	

観護措置簿	3 年
索引票	
法廷等の秩序維持に関する法律違反事件	
法廷等秩序維持違反事件簿	5 年
その他	
上訴申立書等記録簿	5 年
事件関係送付簿	
帳簿諸票備付経過簿	登載されたすべての帳簿 諸票を廃棄するまでの間

別表第 4（高等裁判所に備え付ける帳簿諸票）

帳 簿 諸 票 の 名 称	保 存 期 間
民 事 事 件	
民事通常訴訟事件簿	7 0 年
民事再審事件簿	
民事控訴事件簿	
民事上告事件簿	
民事抗告事件簿	3 0 年
民事一般調停事件簿	
宅地建物調停事件簿	
商事調停事件簿	
農事調停事件簿	
鉾害調停事件簿	
交通調停事件簿	
公害等調停事件簿	
人身保護事件簿	
民事雑事件簿	
民事上告提起事件簿	1 0 年
民事特別上告提起事件簿	
民事特別抗告提起事件簿	
民事上告受理申立て事件簿	
民事許可抗告申立て事件簿	
人身保護雑事件簿	5 年
行 政 事 件	
行政訴訟事件簿	7 0 年
行政再審事件簿	
行政控訴事件簿	
行政抗告事件簿	3 0 年
行政雑事件簿	
行政上告提起事件簿	1 0 年
行政特別上告提起事件簿	

行政特別抗告提起事件簿	
行政上告受理申立て事件簿	
行政許可抗告申立て事件簿	
家 事 事 件	
家事調停事件簿	5 0 年
家事審判事件簿	3 0 年
刑 事 事 件	
刑事公判請求事件簿	1 2 0 年
刑事控訴事件簿	
刑事再審請求事件簿	
刑事雑事件簿（刑事和解事件簿）	3 0 年
刑事抗告事件簿	2 0 年
決定に対する異議申立て事件簿	
少年保護抗告受理申立て事件簿	1 0 年
刑事補償請求事件簿	
訴訟費用免除申立て事件簿	
費用補償請求事件簿	
刑事雑事件簿	
刑事雑事件簿（令状請求事件簿）	5 年
保護観察整理簿	
刑事雑事件簿（刑事和解雑事件簿）	3 年
勾留票	
刑事事件における第三者所有物の没収手続に関する応急措置法第 1 3 条に基づく没収の裁判の取消事件	
没収取消請求事件簿	1 0 年
没収取消控訴事件簿	
医療観察事件	
医療観察抗告事件簿	2 0 年
法廷等の秩序維持に関する法律違反事件	
法廷等秩序維持違反事件簿	5 年
法廷等秩序維持違反抗告事件簿	

法廷等秩序維持違反異議申立事件簿	
裁判官分限事件	
裁判官分限事件簿	10年
その他	
上訴申立書等記録簿	5年
事件関係送付簿	
帳簿諸票備付経過簿	登載されたすべての帳簿 諸票を廃棄するまでの間

(注) 民事通常訴訟事件簿の備付けは、東京高等裁判所に限る。

別表第5（簡易裁判所に備え付けることができる帳簿諸票）

帳 簿 諸 票 の 名 称	保 存 期 間
送達書類授受簿	5 年
期日簿	3 年
担当簿	
索引票	
索引簿	

別表第6（地方裁判所に備え付けることができる帳簿諸票）

帳 簿 諸 票 の 名 称	保 存 期 間
送達書類授受簿	5 年
期日簿	3 年
担当簿	
索引票	
索引簿	

別表第7（家庭裁判所に備え付けることができる帳簿諸票）

帳 簿 諸 票 の 名 称	保 存 期 間
保護観察整理簿	5 年
送達書類授受簿	
期日簿	3 年
担当簿	
索引票	
索引簿	

（注）索引票は、家事事件の当事者に限る。

別表第 8（高等裁判所に備え付けることができる帳簿諸票）

帳 簿 諸 票 の 名 称	保 存 期 間
送達書類授受簿	5 年
期日簿	3 年
担当簿	
索引票	
索引簿	

別表第 9（他の通達の定めにより備え付けた帳簿諸票）

帳 簿 諸 票 の 名 称	保 存 期 間
過料徴収金原簿	5 年
費用徴収金原簿	
証人等の旅費等概算払整理簿	
事件記録出納簿	
裁判原本等保存簿	登載された全ての編冊を 廃棄し、特別保存に付し 、又は国立公文書館に送 付するまでの間
保存期間延長記録等保存票	保存期間を延長した当該 事件記録等を廃棄するま での間（当該事件記録等 について特別保存をした 場合において、国立公文 書館に送付するときにあ っては国立公文書館に送 付するまでの間、特別保 存をした場合において国 立公文書館に送付しない ときにあっては永久）

保存期間延長少年調査記録保存票	保存期間を延長した当該少年調査記録を廃棄するまでの間（当該少年調査記録について特別保存をした場合にあっては永久）
特別保存記録等保存票	特別保存に付した当該事件記録等を国立公文書館に送付するまでの間（当該事件記録等を国立公文書館に送付しない場合にあっては永久）
特別保存調査記録保存票	永久
その他の帳簿諸票	3 年